

調布市介護保険法に基づく第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 国基準訪問型サービス事業の基準（第5条）

第3章 市基準訪問型サービス事業の基準（第6条—第41条）

第4章 雑則（第42条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、調布市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する規則（平成28年調布市規則第58号。以下「規則」という。）第12条第3項の規定により、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6各号に掲げる基準による第1号訪問事業の人員、設備及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、規則の例による。

（事業の一般原則）

第3条 第1号訪問事業の指定事業者（以下「第1号訪問指定事業者」という。）は、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号訪問指定事業者は、第1号訪問事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の第1号事業を行う者並びに介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第4条 第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2章 国基準訪問型サービス事業の基準

（省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準）

第5条 省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準（第1号訪問事業に係る基準に限る。）は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）に規定する指定相当訪問型サービスに係る基準の例によるものとする。

第3章 市基準訪問型サービス事業の基準

（従業者の員数）

第6条 市基準訪問型サービス事業（第1号訪問事業で、省令第140条の63の6第2号に掲げる基準に基づくものをいう。以下同じ。）を実施する事業者（以下「市基準訪問型サービス事業者」という。）が当該市基準訪問型サービス事業を行う事業所（以下「市基準訪問型サービス事業所」という。）ごとに置かなければならない訪問介護員等（介護福祉士、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する政令で定める者及び市長が指定する研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務時間数の合計を当該事業所において定める常勤の従業者の勤務すべき時間数で除する方法をいう。）において2.5以上が確保され、かつ、利用者（市基準訪問型サービス事業を利用する者に限る。以下同じ。）の数に対応していると認められる数とする。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者（介護福祉士又は介護等の業務に3年以上従事している者で、省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したものをいう。以下同じ。）としなければならない。

（管理者）

第7条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該常勤の管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等に関する基準）

第8条 市基準訪問型サービス事業所は、市基準訪問型サービス事業の運営に必要と認められる広さを有する専用の区画を設けるほか、市基準訪問型サービスの提供に必要な設備（非常災害に際して必要な設備を含む。以下同じ。）、備品等を備えなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者につき、国基準訪問型サービス事業（第1号訪問事業で、省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準に基づくものをいう。）の事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準訪問型サービス事業と国基準訪問型サービスとが同一の事業所において一体的に運営され

ているときは、第5条の基準（設備に関する基準に限る。）を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第9条 市基準訪問型サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業所の管理者は、この基準を当該事業所の従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）市基準訪問型サービスの利用の申込みに係る調整に関する業務

（2）利用者の状態の変化及びサービスに係る意向の定期的な把握に関する業務

（3）サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席その他の調布市地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）との連携に関する業務

（4）訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報の伝達に関する業務

（5）訪問介護員等の業務の実施状況の把握に関する業務

（6）訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理に関する業務

（7）訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施に関する業務

（8）前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要と認められる業務

（運営規程）

第10条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる市基準訪問型サービス事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）訪問介護員等の職種、員数及び職務の内容

（3）営業日及び営業時間

（4）市基準訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、市基準訪問型サービス事業の運営に当たり必要と認められる
重要事項

(生活援助等の提供)

第11条 市基準訪問型サービス事業者は、生活援助等として、利用者の生活機能の状況を踏まえ、
適当と認められる調理、洗濯、掃除等の家事を提供するものとする。

(勤務体制の確保等)

第12条 市基準訪問型サービス事業者は、利用者に対して適切な市基準訪問型サービスを提供でき
るよう、市基準訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければなら
ない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所ごとに、当該事業所の訪問介護
員等により、市基準訪問型サービスを提供しなければならない。

3 市基準訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、その研修の機会を確保しな
ければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供を開始するときは、あらか
じめ利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をした者（以下「利用申込者」という。）又
はその家族に対し、第10条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利
用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を文書の交付により説明し、当該提供の開
始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があったときは、前項の
文書に記すべき重要事項につき、同項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はそ
の家族の承諾のうえ、電子情報処理組織（市基準訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機
と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理
組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができ
る。この場合において、当該提供をしたときは、当該文書を交付したものとみなされるものと
する。

(提供拒否の禁止)

第14条 市基準訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、市基準訪問型サービスの提供を拒んで

はならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 市基準訪問型サービス事業者は、利用申込みがあったときは、通常の事業の実施地域（市基準訪問型サービス事業所が通常時に訪問型サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案のうえ、自ら適切な市基準訪問型サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに当該利用申込みをした者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当と認められる他の訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第16条 市基準訪問型サービス事業者は、利用申込みがあったときは、利用申込者が提示する被保険者証により、その者の被保険者資格、要支援認定及びその有効期間並びに省令第140条の62の4第2号に掲げる要件に該当していること（以下「要支援認定等」という。）を確認するものとする。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを提供する場合において、前項の被保険者証に調布市介護認定審査会（法に基づき調布市に置かれた介護認定審査会をいう。）の意見が付されているときは、当該審査会の意見の内容に配慮するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第17条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供を開始する場合において、当該市基準訪問型サービスの利用者が要支援認定等を受けておらず、かつ、その申請を行っていないときは、当該利用者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、利用者に対して介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。）が行われていないときその他特に必要があると認めたときは、当該利用者の要支援認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを提供するときは、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第19条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを提供するときは、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第20条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供を開始する場合において、利用申込者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨の届出を市長に行っていないと認めるときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センターに関する情報の提供その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第21条 市基準訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されたときは、その内容に沿った市基準訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第22条 市基準訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望したときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第23条 市基準訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示しなければならない旨の指導をしなければならない。

(サービスの提供の記録)

第24条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを提供したときは、当該市基準訪問型サービスの提供日、その内容、当該市基準訪問型サービスについて利用者に代わって支払を受けることとなる第1号事業支給費の額その他必要と認められる事項を、利用者の介護予防サー

ビス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを提供したときは、その内容等を記録するものとする。

3 市基準訪問型サービス事業者は、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適当と認める方法により、当該利用者に対し、前項に規定する情報を提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第25条 市基準訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わり第1号事業支給費が当該指定事業者を支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る指定事業者の指定に係る第1号事業をいう。以下同じ。）に該当する市基準訪問型サービスを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該市基準訪問型サービスに係る第1号事業に要する費用から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 市基準訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない市基準訪問型サービスを提供したときは、その利用者から支払われる利用料の額と市基準訪問型サービスに係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、市基準訪問型サービス事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者からの選定により、当該利用者の居宅において市基準訪問型サービスを行ったときは、これに要した交通費の額に相当する額の支払を当該利用者から請求することができる。

4 市基準訪問型サービス事業者は、前項の規定による支払の請求をしようとするときは、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容及び同項に規定する費用の支払について説明し、同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 市基準訪問型サービス事業者は、訪問介護員等につき、その同居の家族である利用者に対する市基準訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第27条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 正当な理由なしに市基準訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を進行させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に市基準訪問型サービスを提供している場合において、その利用者に病状の急変が生じたときその他特に必要があると認めるときは、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第29条 市基準訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第10条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第31条 市基準訪問型サービス事業者の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所の訪問介護員等であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市基準訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときにあっては当該利用者の同意を、その家族の個人情報を用いるときにあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 市基準訪問型サービス事業者が行う市基準訪問型サービス事業所の広告の内容は、虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 市基準訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者 に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(遵守事項)

第34条 市基準訪問型サービス事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市から委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、東京都知事の認可を受けて設立された国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力すること。
- (2) 東京都国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- (3) 東京都国民健康保険団体連合会から前号に規定する改善に関する報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

（地域との連携）

第35条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市長、当該利用者の家族及び地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、前項に規定する事故の状況及び当該事故に際して講じた処置について、記録しなければならない。

3 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

第37条 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、市基準訪問型サービス事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条 市基準訪問型サービス事業者は、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 市基準訪問型サービス事業者は、利用者に対する市基準訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 市基準訪問型サービス計画
- (2) 第24条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第27条の規定による市長への届出に係る記録

- (4) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 規則第17条第2項に規定する苦情等の内容の記録

(市基準訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 市基準訪問型サービスの基本取扱方針は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市基準訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- (2) 市基準訪問型サービス事業者は、自らその提供する市基準訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (3) 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。
- (4) 市基準訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができると思われる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- (5) 市基準訪問型サービス事業者は、市基準訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の適当と認められる方法により、利用者が主体的に事業に参加できるようになるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(市基準訪問型サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問型介護員等の行う市基準訪問型サービスの具体的な取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条の基本取扱方針に照らし、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市基準訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報共有その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービスの提供に当たり、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者本人の希望を踏まえ、必要に応じ、市基準訪問型サービスの目標、当該目標を達成するため必要と認められるサービスの具体的な内容、市基準訪問型サービスの提供を行う期間等を記載した市基準訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 市基準訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービス計画を作成したときは、当該市基準訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービス計画を作成した利用者に対して市基準訪問型サービスの提供を行うときは、当該市基準訪問型サービス計画に基づき、当該利用者が日常生活を営むために必要と認められる支援を行うものとする。
- (7) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービスの提供に当たっては、親切丁寧にこれを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該市基準訪問型サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行うものとする。
- (8) 市基準訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切にこれを行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、市基準訪問型サービス計画に基づき市基準訪問型サービスの提供を開始したときは、当該市基準訪問型サービス計画に係る利用者の状態、その者に対する市基準訪問型サービスの提供状況等について、当該市基準訪問型サービスの提供開始時から当該市基準訪問型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等に記載したサービスの提供期間終了時までの間に少なくとも1回（特に必要があると認めた利用者にあつては、少なくとも1月に1回）は、当該市基準訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて市基準訪問型サービス計画を変更するものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号の規定による市基準訪問型サービス計画の変更について準用する。

（市基準訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 市基準訪問型サービスの提供は、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意して行われるものでなければならない。

- (1) 市基準訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防・生活支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、市基準訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 市基準訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を

行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 雑則

第42条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。